

○ 農地保有合理化事業の種類
(農業経営基盤強化促進法第4条第2項)

農地売買等事業(第1号)

規模縮小農家等から農地を買入れ等して、一定の要件を満たす規模拡大農家に売渡し等を行う事業

農地売渡信託等事業(第2号)

離農農家等から農地の売渡信託を引き受け、当該農家に信託引受農地の一定評価額を無利子で貸付けを行う事業

農地貸付信託事業(第2号の2)

農地所有者等から農地の貸付信託の引き受けを行う事業

農業生産法人出資育成事業(第3号)

農業生産法人に農地を現物出資又は農地の仲介と併せて金銭出資を行い、出資により取得した当該法人の持分を他の構成員に計画的に譲渡する事業

研修等事業(第4号)

農地売買等事業により保有する農地を、新規就農者の研修ほ場や地域特産物の実証ほ場等に活用する事業

○ 事業実施地域のご概念

実施地域

補助対象

市町村の区域

線引都市計画区域

農業振興地域
(農振白地地域)

市街化調整区域

市街化区域

農用地区域

非線引都市計画区域

(非線引都市計画由地区域)

用途地域